

外形標準課税の導入

2004年4月以降開始年度から、資本金1億円超の法人の事業税について、所得割の税率を1/4ひき下げ、これと引き換えに、付加価値割および資本割の外形標準課税が導入されます。

法人事業税 外形標準課税の概要

従来（所得割のみ）	2004年度から（3つの合計額）
1. 所得割	1. 所得割（従来の75%相当額）
400万円以下 5.0%	400万円以下 3.8%
400万円超800万円以下 7.3%	400万円超800万円以下 5.5%
800万円超 9.6%	800万円超 7.2%
三以上の都道府県で事業を行う法人の場合 一律 9.6%	三以上の都道府県で事業を行う法人の場合 一律 7.2%
	2. 付加価値割 {報酬給与額 + (支払利息 - 受取利息) + (賃借料 - 受取賃貸料) ± 課税所得} × 0.48%
	3. 資本割 (資本金 + 資本積立金額) × 0.2%

< 外形標準課税の特例 >

- 付加価値割：報酬給与額の大きい法人の場合の特例
報酬給与額 > (報酬給与額 + 純支払利息 + 純賃借料) × 70% の場合、雇用安定対策としてその超過部分は算入せずに付加価値割税額を算出する。
* 報酬給与額 = 給与・賞与・退職手当・確定給付企業年金の掛金などの支出合計額（法定福利費は含まない。）
- 資本割：持株会社（子会社株式の価額が総資産の50%超の法人）の場合の特例
資本等の金額から控除額（資本等の金額 × 子会社株式/総資産）を控除して、資本割税額を算出する。

お見逃しなく！

- 付加価値割の計算
たとえば、報酬給与600万円/人 × 人員30人 = 報酬給与総額18,000万円
純利息・賃料・課税所得ゼロとして、× 0.48% = 付加価値割事業税額86.4万円
- 資本割の計算
たとえば、資本金2億円 + 資本準備金5億円 = 7億円 × 0.2% = 資本割事業税額140万円
- 赤字企業はもとより、黒字企業も外形標準課税の導入により、事業税額が大きく変動する可能性があります。
予め、影響額がどの位になるかを算定しておく必要があります。